

令和 6 年度

市役所本庁舎駐車場 整備工事 仕様書

設計番号 設計第 47 号

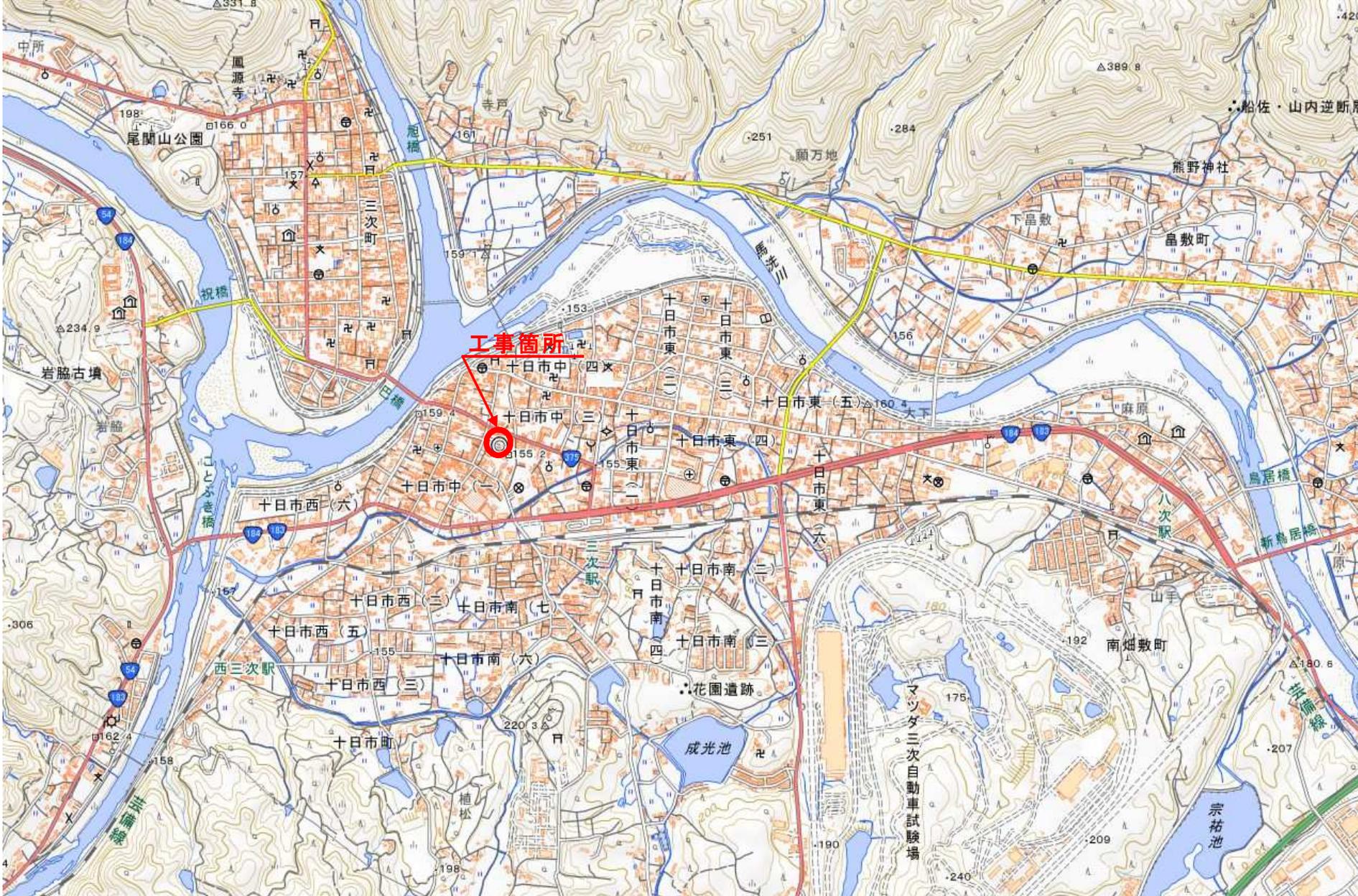
業務名 市役所本庁舎駐車場 整備工事

業務履行場所 三次市十日市中二丁目2200番地9外 地内

業務概要 別紙のとおり

三 次 市
総務部財産管理課

位置図



現地状況写真



仕 様 書

1. 本地区の工事仕様は広島県土木工事仕様書による外、特別仕様書に定めるところによる。
2. 工事施工に当り、設計書・図面および仕様書について疑義を生じたときは係員に協議し指示をうけること。
3. 河川汚濁に影響を与える恐れのある工事については、工事着手前に濁水対策施設等の施工について、漁業組合の同意を得ること。
4. 工事関係区域内の交通規制および安全施設等は、請負人において責任を持って対応すること。また、関係区間内における一般車両の通行車線および歩行者通路については、常に維持補修を行い円滑な通行を確保すること。(必要に応じ夜間照明等設置する)
5. 本事業に隣接する土地および施設からの用排水等については、事前に調査し本水路との高さ関係を把握・確認の後実施すること。
6. 工事中の用排水関係については、請負人において責任を持って地元調整し、対応すること。
7. 本工事の工期には、検査期間としての14日間を含んでいる。

特 記 仕 様 書

1. 工事受注者は、本工事により発生する特定建設資材廃棄物(特定建設資材(アスファルト・コンクリート、コンクリート及び木材)が廃棄物になったものをいう。)について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)を遵守し適正に処理しなければならない。
2. 工事受注者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対して、法第12条第2項に基づき、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について告げなければならない。
3. 工事受注者は、工事着手前に、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「建設廃棄物処理計画書」を本工事の監督員に提出しなければならない。
4. 工事受注者は、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「建設廃棄物処理計画書」に従い特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時に、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を本工事の監督員に提出しなければならない。
5. 本工事で発生した建設資材廃棄物は、広島県(環境局)が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設で処理すること。
6. 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前記5. に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用(単価)は変更しない。
7. 請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員に確認の上、受注時は契約締結の日から10日以内に、登録内容の変更及び訂正時は変更契約締結の日から10日以内に登録機関に登録しなければならない。(ただし、工事請負代金500万以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)また、「工事カルテ受領書」が届いた場合、ただちにその写しを監督員に提出すること。

特 記 仕 様 書 2

8. 当該工事により発生する建設発生残土は、近接地に処分先を見込んでいる。処分地については発注者と協議するものとする。
9. 当該工事に関連して、「市役所本庁舎消火栓送水口移設工事」を別に発注しているので、その受注者と工程等を調整し実施すること。
10. 本工事は、週休2日制工事(受注者希望型)であり、「三次市週休2日制工事実施要領」に基づき実施すること。

工事にあたっての留意事項

市役所本庁舎駐車場整備設計を行った結果、申し送り事項について以下箇条書きで列記する。

- 1) フェンス基礎ブロックの床掘は、隣接建物に影響しないよう直掘り(つぼ掘り)で計画している。
- 2) フェンス基礎ブロックは、計画している駐車場の隣接建物の扉の開閉に影響しない位置に設置すること。
- 3) 工事の際の掘削・振動によって、隣接する家屋に影響を与える可能性がある場合は、建物事前調査を行うこと。
- 4) 駐車場の表面排水は、北側に設ける水路に排水する計画としており民地側へ排水は行わない。
- 5) 隣接する民地の既設排水路の断面が小さいこともあり、施工時には民地側に雨水排水を流さないよう留意すること。
- 6) 駐車場のアスファルト舗装の設計CBRは3%に仮定して計画している。歩道のインターロッキングブロック舗装の設計CBRは3%に仮定して計画している。取付道路のアスファルト舗装の設計CBRは8%に仮定して計画している。これらの舗装工事実施にあたっては、現地の土質状況を判断して、CBR値を確認する必要がある場合は、CBR試験を行うこと。
- 7) 工事区間内に地下埋設物が存在が確認された場合は、すみやかに監督職員に報告し指示を仰ぐこと。